



目次

種類	件名	所管部署	ページ
訓令甲	神戸市長の権限に属する事務の専決規程等の一部を改正する訓令	行財政局業務改革課	1
告示	神戸市公印規則により電子印を使用することができる文書の名称、電子計算機に記録する公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法の件(令和5年10月告示第426号)の一部改正	行財政局総務課	16
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西建設事務所	18

訓令甲第5号

府中一般

区役所

事業所

神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年10月31日

神戸市長 久元喜造

神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令

神戸市長の権限に属する事務の専決規程（平成31年3月訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（副市長の専決事項）</p> <p>第2条 副市長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 別表第1、<u>別表第2及び別表第4</u>に定める副市長の決裁区分に属する事項に関すること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>（局長の専決事項）</p>	<p>（副市長の専決事項）</p> <p>第2条 副市長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 別表第1及び別表第2に定める副市長の決裁区分に属する事項に関すること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>（局長の専決事項）</p>

第4条 局長の専決事項は、次のとおり（建設局長にあっては、建設局湾岸・広域幹線道路本部長、都市局長にあっては、都市局都心再整備本部長の専決事項に係るものを除く。）とする。この場合において、局長（組織の事務を主管する局長を除く。）は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、局長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則の規定に基づき組織の事務を主管しない局長の事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。

福祉局長専決事項

(1)～(17) [略]

(18) 国民健康保険に係る保険料及び給付費返還金の不納欠損処分に
関すること（行財政局税務部部長
（市税徴収担当）の所管に属する
ものを除く。）

（区長等の専決事項）

第10条 区長の専決事項は、次のとおりとする。

(1)～(7) [略]

第4条 局長の専決事項は、次のとおり（建設局長にあっては、建設局湾岸・広域幹線道路本部長、都市局長にあっては、都市局都心再整備本部長の専決事項に係るものを除く。）とする。この場合において、局長（組織の事務を主管する局長を除く。）は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、局長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則の規定に基づき組織の事務を主管しない局長の事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。

福祉局長専決事項

(1)～(17) [略]

（区長等の専決事項）

第10条 区長の専決事項は、次のとおりとする。

(1)～(7) [略]

(8) 国民健康保険に係る保険料の不
納欠損処分に關すること（行財政

	<p><u>局税務部部長（市税徵収担当）の所管に属するものを除く。）（北区長にあっては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）。</u></p>
<u>(8)</u> [略]	<u>(9)</u> [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後												改正前												
別表第1（第2条、第4条—第7条関係）												別表第1（第2条、第4条—第7条関係）												
人事関係事務												人事関係事務												
決裁区分												決裁区分												
決裁事項		副 市 長	行 財 政 局	特 定 局 長	局 長 共 通	副 局 長、 部 長 及 び 室 長 共 通	人 事 課 長	給 与 課 長	総 務 事 務	厚 生 課 長、 課 内 室 長 及 び 課 内 所 長 共 通	備 考	決裁事項		副 市 長	行 財 政 局	特 定 局 長	局 長 共 通	副 局 長、 部 長 及 び 室 長 共 通	人 事 課 長	給 与 課 長	総 務 事 務	厚 生 課 長、 課 内 室 長 及 び 課 内 所 長 共 通	備 考	
〔略〕		〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕		〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	
給 与 〔 会 計 年 度 任 用 職 員 を 除 く 。 〕	〔 手 当 認 定 会 計 年 度 任 用 職 員 を 除 く 。 〕	〔 略 〕	〔 略 〕	〔 略 〕	〔 略 〕	〔 略 〕	〔 略 〕	〔 略 〕	〔 略 〕	〔 略 〕	〔 略 〕	〔 略 〕	〔 略 〕	〔 略 〕	〔 略 〕	〔 略 〕	〔 略 〕	〔 略 〕	〔 略 〕	〔 略 〕	〔 略 〕	〔 略 〕		
（手当 認定 会計年度任用職員を除く。）												（手当 認定 会計年度任用職員を除く。）												〔略〕
扶養のも手当の扶住居養手当、住通勤居手当、手当単身勤手赴任当、单手当身赴期末・任手勤勉当及手当び期末・勤												扶養のも手当の扶住居養手当、住通勤居手当、手当単身勤手赴任当、单手当身赴期末・任手勤勉当及手当び期末・勤												〔略〕

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表第3（第10条—第13条関係） 人事関係事務						別表第3（第10条—第13条関係） 人事関係事務					
決裁区分 決裁事項	区長及び北神 担当区長	部長及び北須 磨支所長共通	課長共通	玉津支所長	備考	決裁区分 決裁事項	区長及び北神 担当区長	部長及び北須 磨支所長共通	課長共通	玉津支所長	備考
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
服務 休暇の付与	[略]	課長	係長以下（出張所長を含む。以下この表において同じ。）	[略]	[略]	服務 休暇の付与	[略]	課長（出張所長（山田出張所長、有馬出張所長、道場出張所長、長尾出張所長、伊川谷出張所長、平野出張所長及び神出張所長に限る。）を含む。以下この表において同じ。）	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後										改正前	
<u>別表第4（第10条—第13条関係）</u>											
<u>財務関係事務</u> <u>4—1 支出決定（支出を伴う施行決議・実施決定）</u>											
決 裁 事 項	節 名 称	節 名 称 (等 参 考)	細 節 名 称	専 決 範 囲	決裁区分			合 議	備 考		
					副 市 長	区 長 及 び 北 神 担 当 区 長	部 長 及 び 北 須 磨 支 所 長	課 長 共 通 玉 津 支 所 長			
0不動 1産の 借入 れ 及 び 賃 借 料	13 13 13 13	使 用 料 及 び 賃 借 料	03- 04 家屋 借上 料 以下	500 万円 超 500 万円 以下	○				1 金額は、賃料 の年額又は総額を 表す。賃料が減額 される場合は、減 額されないものと した場合の金額に よる。 2 不動産の契約 を更新する場合、 その内容に変更の ないもの（消費税 に係る変更以外に 変更のないものを 含む。）について は、500万円を超 えるものについて も、区長及び北神 担当区長が専決す ることができる。		
						○					
							○				
								○			
	(市 長が 指定 する もの D)		14 14 14 14	土地 借上 料、 超 家屋 借上 料 以下	400 万円 超 400 万円 以下	○			変更のないものを 含む。）について は、500万円を超 えるものについて も、区長及び北神 担当区長が専決す ることができる。		
						○					
							○				
								○			

															3 この項における決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代支払の場合に準用する。
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

(注)

- 1 決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。
- 2 数字は、1件（1決裁に係るものをいう。）の金額を示す。
- 3 複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。区長に委任されている事項については、その変更を委任に含み決裁区分はその受任者を超えない。
- 4 地方自治法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。
- 5 設計若しくは仕様の一部を変更し、又は金額を増減するときは、その備考の欄に特別の定めがあるものを除き、変更後の金額に応じた決裁区分を適用する。
- 6 本表における「市長が指定するものD」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガス管、通路、自動販売機その他これらに類するものの設置のためのもの及び一時的な材料置場等のためのものをいう。
- 7 課長共通玉津支所長の欄（以下この表において「課長等の欄」という。）の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であって、変更後の契約金額が課長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。

4—2 [略]4—3 [略]4—1 [略]4—2 [略]

4-4 契約

決 裁 事 項	専決 範囲	決裁区分			合議	備考
		副 市 長	区 長	部 長		
不動産の借入	500万円超	○				1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
不動産の借入(市長が下)	500万円以下	○				2 不動産の契約を更新する場合、その内容に変更のないもの(消費税に係る変更以外に変更のないものを含む。)については、500万円を超えるものについても、区長及び北神担当区長(以下、この表において「区長等」という。)が専決することができる。
指定するもの(D)	400万円以下	○				3 この項における決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代支払の場合に準用する。
不動産の借入	200万円超	○				金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、

4-3 契約

決 裁 事 項	専決 範囲	決裁区分			合議	備考
		区 長	部 長	課 長		
不動産の借入	200万円超	○				金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
不動産の借入(支 出 を 伴 わ な い もの)	200万円以下		○			
不動産の借入	100万円以下			○		

借入 れ(支 出を 伴わ ない もの) 下	200 万円 以下 100万 円以 下	○	○	○	○	減額されないものとした場合の 金額による。							
不動 産の 貸付	[略]]]]]	[略]]]]	[略]]]]	[略]]]]	[略]]]]	1 [略] 2 不動産の契約を更新する場 合、その内容に変更のないも の（消費税に係る変更以外に 変更のないものを含む。）につ いては、500万円を超えるもの についても、 <u>区長等</u> が専決す ることができる。この場合に おいては、資産活用課長に合 議すること。 3～5 [略]							
不動 産の 貸付 (市 長が 指定 す る も の D)	[略]]]]]	[略]]]]	[略]]]]	[略]]]]	[略]]]]	1、2 [略]							
不動 産の 貸付 (市 長が 指定 す る も の D)	[略]]]]]	[略]]]]]	[略]]]]]	[略]]]]]	[略]]]]]	1、2 [略]							
不動 産の 貸付	[略]]]]]	[略]]]]]	[略]]]]]	[略]]]]]	[略]]]]]	1、2 [略]							
不動 産の 貸付	[略]]]]]	[略]]]]]	[略]]]]]	[略]]]]]	[略]]]]]	1、2 [略]							

貸付 (収入を伴わないもの)					貸付 (収入を伴わないもの)				
(注) 1 ~ 8 [略]					(注) 1 ~ 8 [略]				

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、この訓令による改正後の別表第4の4-1
支出決定の表及び4-4契約の表01の項（不動産の借り入れ及び不動産の借り入
れ（市長が指定するものD）に係るものに限る。）は、令和7年8月1日から適
用する。

神戸市告示第 368号

神戸市公印規則（昭和 52 年 3 月規則第 111 号）第 9 条第 1 項の規定により電子印を使用することができる文書の名称、電子計算機に記録する公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法の件、（令和 5 年 10 月告示第 426 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 11 月 11 日

神戸市長 久 元 喜 造

「

文 書 名	電子計算機に記録する公印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様 式	書 体	
個人番号カード	個人番号カード及び住民基本台帳カード記載事項変更専用市長の印	38 の 2	隸書	方 4
住民基本台帳カード	個人番号カード及び住民基本台帳カード記載事項変更専用市長の印	38 の 2	隸書	方 4
在留カード	通知カード記載事項並びに在留カード及び特別永住者証明書住居地変更専用区長の印	66	隸書	縦 4 横 20
在留カード	通知カード記載事項並びに在留カード及び特別永住者証明書住居地変更専用区長の印	67	隸書	縦 4 横 20
特別永住者証明書	通知カード記載事項並びに在留カード及び特別永住者証明書住居地変更専用区長の印	66	隸書	縦 4 横 20
特別永住者証明書	通知カード記載事項並びに在留カード及び特別永住者証明書住居地変更専用区長の印	67	隸書	縦 4 横 20

を

」

「

文 書 名	電子計算機に記録する公印			印影等の寸法 (ミリメートル)
	名 称	様 式	書 体	
個人番号カード	個人番号カード及び住民基本台帳カード記載事項変更専用市長の印	38 の 2	隸書	方 4
住民基本台帳カード	個人番号カード及び住民基本台帳カード記載事項変更専用市長の印	38 の 2	隸書	方 4
在留カード	在留カード及び特別永住者証明書住居地変更専用区長の印	66 の 2	隸書	縦 4 横 20
在留カード	在留カード及び特別永住者証明書住居地変更専用区長の印	67 の 2	隸書	縦 4 横 20
特別永住者証明書	在留カード及び特別永住者証明書住居地変更専用区長の印	66 の 2	隸書	縦 4 横 20
特別永住者証明書	在留カード及び特別永住者証明書住居地変更専用区長の印	67 の 2	隸書	縦 4 横 20

」

に改める。

神戸市告示第 369号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年11月11日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

（ア）火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（イ）土曜日 午後1時から午後5時まで。

（ウ）条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続6日間、
平日 午後3時から午後7時まで、土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

令和7年11月11日 神戸市公報第3936号

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話 992-3763	西神中央駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 1 台	令和 7 年 10 月 7 日	西区玉津町今津字宮の西 333番地の1 建設局西建設事務所 電話 912-3750
	西神中央駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 1 台	令和 7 年 10 月 23 日	
	西神南駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台	令和 7 年 10 月 23 日	
	西神南駅前自転車駐車場内 長期放置	原付 1 台	令和 7 年 10 月 23 日	
	西建設事務所管内自転車等 放置禁止区域外長期放置	自転車 10 台	令和 7 年 10 月 29 日	
		原付 1 台	令和 7 年 10 月 29 日	
西区学園西町3丁目2番地 学園都市保管所 電話 795-4618	伊川谷駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台	令和 7 年 10 月 14 日	
	学園都市駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 1 台	令和 7 年 10 月 14 日	
	伊川谷駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 2 台	令和 7 年 10 月 14 日	